

## 船員組合員に対する給付

船員組合員に対しては、地方公務員等共済組合法において短期給付の特例を認め、船員保険法による給付と同水準の給付を行います。

### 1 船員組合員の療養の給付等

船員組合員が、保険医療機関等において療養を受けたとき一般的には、他の組合員と同様の給付を行います。

なお、療養の補償を受けようとするときは、船舶所有者から『船員組合員療養補償証明書』の発行を受け、保健医療機関等に提出すると窓口負担がなくなります。

緊急その他やむを得ない事情により証明することができずに一部負担金を支払った場合には、共済組合へ請求手続きをすることにより返還を受けることが可能です。

#### (1) 手続方法

療養補償証明書を病院窓口へ提出し受診した場合・・・船員組合員療養補償証明書の写しを共済組合に提出

病院窓口で一部負担金を支払った場合・・・船員組合員一部負担金等返還請求書、領収書（原本）を共済組合に提出

### 2 船員組合員療養補償証明書の交付・船員組合員一部負担金等返還請求についての留意事項

(1) 証明書の証明は、船舶所有者及び船長が行う。ただし、船舶所有者が証明を行うことが困難であるときは、船長の証明のみでよい。

(2) 乗船中に公務外傷病にかかったときは、証明書の「下船年月日」欄は当該傷病に係る療養の初診年月日を、また「下船後3月満了年月日」欄は初診日から3か月経過した日の属する月の末日を記入すること。

※療養補償の終了日の属する月の翌月以降は、一部負担金の額を保険医療機関等に支払うこととなります。

※下船後3か月以内とは、船員が療養を受けることのできる状態になった日から起算する。ただし、船医が乗り組んでいない場合は、船舶が入港し、療養を受けた日から起算する。

※虫歯や歯周病等は、乗船前から罹患していたものが、たまたま乗船中に顕在化したものと考えられるため、原則として対象外です。